

## 信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

### 大和証券株式会社

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

#### 信用取引とは

- 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※1)、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等(以下、「株券等」といいます)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、2つの種類があります。具体的には、『制度信用取引』と『一般信用取引』の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

※1 株券… この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

#### 手数料など諸費用について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、「お取引ルール」(別紙)(以下、「本ルール」といいます) 1. に記載の売買手数料及び本ルール 2. に記載の事務管理費をいただきます。
- ・ 信用取引で買付け(以下、「買建」といいます)の場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。
- ・ 信用取引で売付け(以下、「売建」といいます)の場合、売付け株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。
- ・ お客様と当社の間で別途合意した場合には、本ルール 1. に記載の売買手数料にかえて、当社との合意に基づく売買手数料を別途お支払いいただくことがあります。この場合の売買手数料は、個々の取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、本書面上その料率等をあらかじめ記載することはできません。
- ・ お客様と当社の間で別途合意した場合には、本ルール 2. に記載の事務管理費にかえて、本ルール 2. に記載の名義書換料を別途お支払いいただきます。

#### 委託保証金について

- ・ 信用取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。

- ・ 委託保証金は、売買代金（以下、「約定代金」といいます）の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。制度信用取引を行う場合は原則として、委託保証金のうち約定代金の10%以上、かつ15万円以上の現金保証金が必要です。また、委託保証金を有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用有価証券の掛目等は、後述の「信用取引の基本的な流れ」に記載の委託保証金<主な掛目>に定めるところによります。

### 信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があります。したがって、信用取引のお取引を開始するにあたっては、下記の内容を十分にご理解いただく必要があります。

- ・ 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付け資産」（※2）といいます）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、お客様が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、お客様が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が約定代金の20%未満となった場合には、原則として約定代金の20%までの不足額を翌営業日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ・ 翌営業日までに委託保証金の不足額をお客様が差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建株（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部または全部を、お客様の計算により任意に決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様は責任を負うこととなります。
- ・ 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。（※ 詳細は、各金融商品取引所で公表されている「「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただくか、お近くのお取扱窓口までお問い合わせください。）また、当社が独自に、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動がお客様の予想と異なった場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を

利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

**信用取引はクーリング・オフの対象にはなりません**

- ・ 信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

## 信用取引の仕組みについて

- 当社の「ダイワ・コンサルティング」コースにおける信用取引には、『制度信用取引』と『一般信用取引』の2種類があり、原則としてこの2つの信用取引を併用してご利用いただくことはできません。制度信用取引をご利用のお客様が一般信用取引に、または、一般信用取引をご利用のお客様が制度信用取引に信用取引の種類を変更する場合は、それぞれご利用になっている種類の信用取引の全ての建株について、その決済に係る約定が成立した翌営業日以降から可能となります。
- 制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更したり、逆に一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更することはできません。
- 配当落調整額（以下、「配当金相当額」といいます）については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3ヶ月後）、配当金相当額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。なお、当社では原則として、売り方が配当金が確定する前に建株の一部または全部を決済した場合には、当該銘柄の予想配当金に相当する額を預り配当として、一旦、支払っていただきます。その後、確定した配当金と預り配当との差額が発生した場合は、その差額分のご清算をいたします。
- 信用取引によって売買している株券等については、株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待券等の権利を放棄することになります。

### （制度信用取引）

- 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が、金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が定めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。  
制度信用取引で買建ができる銘柄は、金融商品取引所が定めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。また、売建ができる銘柄は、制度信用銘柄のうち金融商品取引所が定めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。なお当社では、制度信用銘柄のうち、東京及び名古屋の各金融商品取引所に上場している株券等を取扱い対象としています。また、対象銘柄であっても利用できないことがありますので、事前にご確認ください。
- 制度信用取引の返済期限は6ヶ月と決められており、6ヶ月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限（6ヶ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所による返済期限の変更（返済期限の繰り上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※3）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、当社にご確認ください。また、事務管理費（以下、「管理費」といいます）は、本ルール2. に定めたものをいただきます。ただし、お客様と当社の間で別途合意した場合には、管理費にかえて本ルール2. に定めた名義書換料をいただきます。
- 制度信用取引における貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を証券金融会社が調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることとなりますが、品貸料は、その時々株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※3）。そのため、場合によっては1日

あたり1株1円を上回るような高額になることがあります。

- 制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。  
なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。

- 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下、「株式分割等」といいます）による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします（※4）。例えば、株式分割の場合の権利処理は次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

⇒ 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）  
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、建単価（約定値段）を減額します。

⇒ 上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）  
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の建単価（約定値段）より引き下げます。

ただし、信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、

① 事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合

② 権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など

譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能であったり、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しいと権利の処理を行うことが適当ではないと金融商品取引所または当社が判断した場合には、当該権利の処理を行いません。

- 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売建てや買建てした銘柄の売却（売理）や現引による返済をお受けできないことがあります。

#### （一般信用取引）

- 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。しかし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。

- 一般信用取引で買建ができる銘柄は、上場廃止基準に該当した銘柄以外の全銘柄、売建ができる銘柄は、当社が指定した銘柄となります。

なお当社では、東京及び名古屋の各金融商品取引所に上場している株券等を取扱い対象としています。

ただし、金融商品取引所や当社の判断等により、特定の銘柄について一般信用取引の利用を禁止する場合があります。お客様と当社の間で別途合意した場合には、売建のみ可能となる場合もございます。

- 返済期限は原則無期限となりますが、上場廃止等により返済期限が設定される場合がありますので、ご注意ください。

- 一般信用取引における貸株料、返済期限及び金利は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなります（※3）。また、貸株料及び金利は、金利情勢、株券等調達状況等によって変動する場合がありますので、一般信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。また、事務管理費（以下、「管理費」といいます）は、本ルール2. に定めたものをいただきます。ただし、お客様と当社の間で別途合意した場合には、管理費にかえて本ルール2. に定めた名義書換料をいただきます。

- 一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、原則として当社が定めた方法により権利の処理を行います（※4）。例えば、株式分割の場合の権利処理は制度信用取引と同様、分割比率によってその方法が異なります。なお、この場合の権利処理価格は当社が定めます。

⇒ 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）  
株式分割の分割比率に応じて、一般信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、建単価（約定値段）を減額します。

⇒ 上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）  
当社が定める権利処理価格の分を最初の建単価（約定値段）より引き下げます。

ただし、信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、

① 事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合

② 権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など

譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能であったり、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しいと権利の処理を行うことが適当ではないと当社が判断した場合には、当該権利の処理を行いません。

- 一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建株について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださいようよろしくお願いいたします。

※3 その額は、その時々金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※4 信用取引ではお客様が買い付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、当社が貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、制度信用取引では金融商品取引所が、一般信用取引では当社が、権利の処理についてルールを定めています。

## 信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- お客様に信用を供与して行う株券等に係る次の取引  
取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理  
株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理
- 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 信用取引における配当金相当額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 買付けを行ったお客様が受け取る配当金相当額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当金相当額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種類については、途中で変更できませんので、注意してください。**当社の「ダイワ・コンサルティング」コースでは、原則として制度信用取引と一般信用取引を併用してご利用いただくことはできません。どちらか一方のみの取扱いとなっておりますので、あらかじめご承知おきください。**
- 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」に該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、**信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。**したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済（売埋）・買い返済（買埋）及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む）が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け 1 回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の 50 倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりま

すので、注意してください。

- ・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかにお取扱窓口の責任者へ直接ご連絡ください。

## 当社の概要・連絡先

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 108 号
本社所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本 STO 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 FINMAC(連絡先：0120-64-5005)を利用いただけます。
資本金	1,000 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成 11 年 4 月 26 日
連絡先	大和証券コンタクトセンター(0120-010101)又はお取扱窓口までお問合せください。なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター(0120-050505)までお問合せください。 また、お客様相談センター(03-5555-2222)では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。



## 信用取引の基本的な流れ

### 信用取引口座設定

信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともに、その写しをお受けとりください。

### 委託保証金

- **約定代金の30%以上で、かつ30万円以上**が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。
- 委託保証金は株券や公社債等で代用することも可能ですが、制度信用取引をご利用の場合には、委託保証金のうち**約定代金の10%以上で、かつ15万円以上の現金保証金**が必要です。
- 委託保証金は**売買成立日の翌営業日までに差し入れ**が必要です。
- 主な代用有価証券の種類と代用有価証券の掛目（前日時価に対して）は次のとおりです。ただし、**外貨建てのものは除きます**。
- 委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所が変更することがあります。また、**当社の判断(☆)**により変更を行うことがありますので、ご注意ください。

<主な掛目>

上場株券等（*1）	80%
国債（個人向け国債は除く）	90%
割引国債	70%
地方債、割引金融債、利付金融債	80%
上場会社の社債（事業債、新株予約権付社債等）	80%
公社債投資信託の受益証券（*2）	85%
その他の投資信託の受益証券（ただし上場されているものは除く）（*2）	80%

\*1:国内金融商品取引所に上場されている株券、優先株、優先出資証券、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、投資証券等をいう。（日本銀行の発行する出資証券は含まない。）

\*2:積立口以外で常時換金できるものに限る。

- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたこと等によって、委託保証金の現在価値が約定代金の20%未満となった場合には、**約定代金の20%までの不足額(「追加保証金」といいます。)**を翌営業日までに差し入れていただく必要があります。

### 諸経費

手数料（税込）・金利・品貸料・管理費（税込）・貸株料がかかります。

※一般信用取引の場合は、品貸料は発生しません。

### 返済の方法

#### 買建の場合

##### ● 売り返済（売埋）

買建株を売却して貸付金を返済する。

##### ● 現引き

貸付金を引き渡して買建株を引き取る。

#### 売建の場合

##### ● 買い返済（買埋）

売建株を買戻して貸付株券等を返済する。

##### ● 現渡し

貸付株券等を引き渡して売却代金を受け取る。

注1 委託保証金率及び代用有価証券の掛目及び諸経費については、市場の動向等により変更されますので、当社にご確認ください。

注2 委託保証金には、諸経費及び計算上の損金及び未受渡の損金を加えてご請求します。

上記に係わらず、お客様と当社との間で別途合意した場合には、代用有価証券の種類及びその掛目は、原則として金融商品取引所が「受託契約準則」で規定する対象有価証券の種類及び掛目の上限値とします。

(☆) 当社の判断により代用の掛目の変更又は除外（以下、「掛目の変更等」といいます）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、当社が必要と認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。また、上場会社の役職員または主要株主は当該会社の株式を代用有価証券とすることはできません。

特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

(※) 信用取引建株がない状態が6ヶ月以上継続した場合は、事前に通知することなく信用取引口座を休止とさせていただきます。なお、再度、信用取引を行う場合は新たに審査をさせていただきます。

以上

## お取引ルール

## 1. 売買手数料（税込）

信用取引の売買手数料は、下記の手数料表に基づき計算いたします。

## 売買手数料

約定代金		最低手数料 2,750 円
	100 万円以下	約定代金の 1.26500%
100 万円超	500 万円以下	約定代金の 0.96800% + 2,970 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の 0.71500% + 15,620 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の 0.57750% + 29,370 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の 0.33000% + 103,620 円
5,000 万円超	1 億円以下	268,620 円
1 億円超	5 億円以下	298,320 円
5 億円超	10 億円以下	331,320 円
	その後 5 億円ごとに	+33,000 円

約定代金（一口注文）については同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いいたします。

## 2. 事務管理費および名義書換料

事務管理費は、信用取引で買建または売建の取引が成立した日の1ヶ月目の応答日を越える1建株につき下記の金額といたします。また、一般信用取引の場合では、約定日から6ヶ月目の応答日を越える1建株につき、6ヶ月目の応答日を越えるごとに、別途、下記の事務管理費が発生します。1建株とは、信用取引による有価証券の買建または売建の取引で、銘柄、約定日及び市場が同一のお取引のことをいいます。

事務管理費 220 円（税込）

名義書換料とは、お客様と当社の間で別途合意した場合、事務管理費にかえて負担していただく費用です。名義書換料は、決算期末または増資割当日を越えた建株を有している場合必要となり、1 単元あたり 55 円といたします。ただし、大幅な株式分割が行なわれた銘柄については、証券金融会社が指定した料率により調整いたします。

## 3. 金利

金利は原則として、信用取引による買建を行っているお客様の約定代金に対して、所定の買方金利（※1）と受渡日ベース（両端計算）の日数を乗じて計算し、支払利息として決済時にお支払いいただきます。また、売建を行っているお客様の約定代金に対して、所定の売方金利（※1）と受渡日ベース（両端計算）の日数を乗じて計算し、受取利息として決済時にお受取いただけます。

#### 4. 品貸料

品貸料は、逆日歩が発生した銘柄を制度信用取引で売建しているお客様が支払い、買建しているお客様が受け取ります。品貸料は、建株の受渡日から決済の受渡日前日（暦日ベース）までの期間に生じた逆日歩に建株数を乗じて計算いたします。逆日歩は、その時々の株券等調達状況等に基づき決定されることとなります（※2）。

#### 5. 貸株料

貸株料は、信用取引で売建しているお客様から約定代金に対して、所定の率（※1）と受渡日ベース（両端計算）の日数を乗じて計算いたします。

#### 6. 二階建取引及びそれに類するとみなされる取引

当社では、買建株と委託保証金として差入れていただいている株券等とが同一銘柄であるとき、これを「二階建取引」といいます。また、原指標（株価指数、商品指数等）の日々の変動率に絶対値で1倍超の倍数を乗じた運用成果の達成を目標とするETF・ETN・投資信託を委託保証金として差入れていただき、かつこれらに該当するいずれかの銘柄を買建・売建される場合、これを二階建取引に類する取引とみなします。二階建取引及びそれに類するとみなされる取引については、想定外の過大なリスクを内包する可能性があるため、当社では、原則としてお取引できません。

#### 7. 両建取引

当社では、同一銘柄において買建と売建の取引を同時に行っていることを「両建取引」といいます。当社では、両建取引となるお取引は、異なる金融商品取引所間であってもできません。

#### 8. お客様が、関係法令諸規則、当社各約款・規定等、「信用取引口座設定約諾書」及び本ルールに定める事項に違反した場合、又は違反の疑いがあると当社が判断をした場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本取引の利用を停止し又は解約することができるものとします。

本ルールは、法令の変更もしくは監督官庁の指示・命令、又はその必要が生じたときは、変更されることがあります。

※1 その率は、その時々の金利情勢、株券等調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※2 株券等調達状況等によっては1日あたり1株1円を上回るような高額になることがあります。